

埼玉県訓令第一号

訓 令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表職員健康支援課の項の次に次のように加える。

文書課	県政情報 の収集及 び提供の 業務に従 事する職 員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。
-----	---	-------	-------	-------	-------	-------

別表県政情報センターの項を削り、同表総合リハビリテーションセンターの項中

栄養の指 導の業務 に従事す る職員	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7 時間45分 の場合は1時間 又は45分と し、その時限 は、業務の実 情に応じ所属 長が定める。
理学療法 科、作業 療法科及 び言語聴 覚	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。

「理学療法及び覚

覚科の職 員				
-----------	--	--	--	--

に定める。

学療法 、作業 法科及 言語聴 職科	上に同じ。	上に同じ。	上に同じ。	勤務時間が7 時間45分の 場合は1時間 又は45分と し、その時限 は、業務の実 情に及び所属 長が定める。
--------------------------------	-------	-------	-------	--

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。